

預金規定集

預金等共通規定	P 2
普通預金規定	P 6
総合口座取引規定	P 12
貯蓄預金規定	P 20
スルガの無通帳サービス（ブックフリー）ご利用規定	P 25
個人向け無通帳サービス（有料ブックフリー）ご利用規定	P 28
明細書不発行方式利用規定	P 31
通帳出金サービス規定	P 33
定期預金規定	P 35
アニバーサリー定期預金規定	P 56
フリーチョイス（引き出し自由型定期預金）規定	P 58
総合口座積立定期預金規定	P 59
積立定期預金規定	P 61
積立定期預金満期型規定	P 63
通知預金規定（通帳式）	P 66
納税準備預金規定	P 68

預金等共通規定

お預け入れのご預金等は、「預金等共通規定」(以下「本規定」という)のほか各種預金規定および各種規定等によりお取扱いいたします。

なお、本規定と各種預金規定、各種規定等で異なる定めがあるときは、当該取引にかかる、各種預金規定、各種規定等が本規定に優先して適用されます。

1.(届出事項の変更、通帳等の再発行等)

- (1)通帳や証書および印章の盗難、喪失、毀滅があったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当社に届け出してください。
- (2)前(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に当社がそれまでの届出内容を前提として取り扱ったことにより生じた損害については、当社に過失があるときを除き、当社は責任を負いません。
- (3)通帳や証書および印章を失ったときの預金等の払戻し、解約または通帳等の再発行は、当社所定の手続をした後に行ないます。このとき、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

2.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

3.(譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)各種預金等、預金等契約上の地位その他その取引にかかるいっさいの権利および通帳等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾するときには、当社所定の書式により行ないます。

4.(反社会的勢力との取引拒絶)

当社は、各種預金取引やその他付随取引および当社が取扱う各種サービス等(以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定等を「契約等」といいます)は、6.(4)の①、②の A から F および③の A から E のいずれにも該当しないときに利用することができ、6.(4)の①、②の A から F および③の A から E の一にでも該当すると当社が判断するときは、当社は取引の開始をお断りします。

5.(取引の制限等)

- (1)当社は、預金者およびサービス利用者の情報や具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報、サービス利用者情報に変更があったときは速やかに当社に届け出してください。預金者およびサービス利用者から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけないときには、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定ならびに各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (2)1年以上利用のない預金口座、サービスは、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定ならびに各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することができます。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者およびサービス利用者が当社に届け出た在留期間を超過したときは、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定ならびに各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することができます。
- (4)前(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者およびサービス利用者の回答、具体的な取引の内容、または預金者およびサービス利用者の説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、払戻、各種手続等について各種預金規定ならびに各種サービス利用・取引

規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。

- (5)前(1)から(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者およびサービス利用者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認めるときは、当社は当該取引の制限を解除します。

6.(取引の停止、および解約等)

- (1)預金口座等を解約するときには、その通帳または証書等(無通帳のときはキャッシュカード等)およびお届印を持参のうえ、当店またはお近くの当社国内本支店に申し出てください。
- (2)届出の印鑑(または署名鑑)と解約にかかる払戻請求書等の署名および押印された印影(以下「払戻請求書等」という)が印鑑照会機により照合手続ができたときは、取引店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも解約することができます。ただし、当社所定の一定の取引の解約については取引店のみとし、それ以外の当社国内本支店では取次となります。そのときは、その通帳または証書および払戻請求書をお預りして取引店に取立し所定の手続が完了したときにご本人に再度ご来店いただき解約残高をお支払いします。なお、取次のときは、取引店にて解約した以後の利息は付利いたしません。
- (3)次の各号の一にでも該当したときには、当社は通知することなく預金等取引を停止し、また、通知のうえ預金等取引を解約することができます。なお、通知により解約するとき、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約できます。
- ①預金等取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは取引名義人の意志によらずに取引開始されたことが明らかになったとき。
 - ②この預金の預金者が3.(1)に違反したとき。
 - ③この預金、サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。
 - ④前5.(1)から(4)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたり解消されないとき。
 - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4)前(3)のほか、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、お客さま(取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ)との取引を継続することが不適切であると当社が判断するときは、当社はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより契約等を解約することができます。
- ①お客さまが、取引のお申込時に確認した「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」に該当していたことが判明したとき。
 - ②お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明したとき。
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前AからEに準ずる者
 - ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき。
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為
- (5)当社が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がないときには、当社はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づくときにも同様にできるものとします。

(6)前(3)から(5)またはその他の理由により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されその解除を求めるときには、通帳等を持参のうえ、取引店に申し出てください。このとき、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

7.(成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始しているとき、または家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様にお届けください。
- (4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5)前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続を行なったときには、それにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

8.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送したときには、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)預金等は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、預金等に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2)前(1)により相殺するときの手続については、次によります。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、通帳等および当社所定の払戻請求書に届出印を押印してただちに当社に提出してください。ただし、この通帳等で担保される債務があるときに、当該債務に預金者自身の当社に対する債務と第三者の当社に対する債務の保証債務が存在するときには、最初に保証債務から相殺します。
 - ②前①の充当の指定のないときには、当社の指定する順序方法により充当します。
 - ③前①による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがあるときには、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3)前(1)により相殺するときの借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによります。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによります。
- (4)前(1)により相殺するときの外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用します。
- (5)前(1)により相殺するときにおいて借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによります。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができます。

10.(盜難通帳による払戻し等)

- (1)盗取された通帳等を用いて行なわれた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当するとき、「預金者保護法」の対象となる預金者(以下、本条において「預金者」という。)は当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行なわれていること
 - ②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行なわれていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事

実を確認できるものを示していること

- (2)前(1)の請求がなされたとき、当該払戻しが預金者の故意によるときを除き、当社は、当社へ通知が行なわれた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明したときは、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんします。ただし、当該払戻しが行なわれたことについて、当社が善意無過失であること、および預金者に過失(重過失を除く)があることを当社が証明したときには、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんします。
- (3)前(2)の規定は、前(1)①に規定する当社への通知が、この通帳等が盗取された日から(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行なわれた不正な預金払戻しが最初に行なわれた日)、2年を経過する日より後に行なわれたときには、適用されません。
- (4)前(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明したときには、当社は補てんしません。
- ①当該払戻しが行なわれたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行なわれたこと
- B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行なわれたこと
- C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なったこと
- ②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行なわれたこと
- (5)当社が当該預金等について預金者に払戻しを行なっているときには、この払戻しを行なった額の限度において、前(2)の規定にもとづき補てんを行なうことはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けたときも、その受けた限度において同様とします。
- (6)当社が前(2)の規定にもとづき補てんを行なったときに、当該補てんを行なった金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7)当社が前(2)の規定により補てんを行なったときは、当社は、当該補てんを行なった金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得します。

11. (規定の変更について)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日改訂)

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当社設置の印鑑照会機により、届出の印鑑（又は署名鑑）との照合手続を受けた場合又は当社が特に認めた場合に限ります。この預金を当店以外の店舗で払い戻す場合には1回につき500万円（1日何回でも）を限度とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立ができるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れる場合は、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立のため、特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。また、ゆうちょ銀行から当社が設置した端末設備を通じて、当社の振替口座に振替金の受入れがあり、かつ、当該振替の請求をした加入者の氏名、口座受入金額及び通信文（加入者が指定する預金口座の開設された当社国内本支店の名称、当該口座の預金の種類及び口座番号を通知するものをいいます。）の通知があり、当該通信文においてこの預金口座が指定された場合には、振替金の額に相当する金額をもって預金として受け入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関（ゆうちょ銀行を含みます。）から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額に係る預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の所定欄に記載します。（通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合を除きます。）
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなった場合は預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払い戻す場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）して、この通帳とともに提出してください。
ただし記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当社が認めたときは、本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払をする場合は、あらかじめ当社所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払をする場合に、その総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当社所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失った場合、又は、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当店に届け出してください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に当社がそれまでの届出内容を前提として取り扱ったことにより生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) この通帳又は印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約又は通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、14条により補てんを請求することができます。ただし、通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、キャッシュカード規定及びインターネット／モバイルバンキング利用規定の関連条項が適用されます。
- (2) 第5条第1項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他の書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利及び通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店又はお近くの当社国内本支店に申し出てください。
- (2) 届出の印鑑（又は署名鑑）と印鑑照会機により照合手続ができた場合又は当社が特に認めた場合には、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも解約することができます。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、又は預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳を持参のうえ、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 預金者又は預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続を行った場合には、それにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 本規定は、他の取引にも準用します。

1 2. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、又は第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳及び当社所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当社に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 4. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、「預金者保護法」の対象となる預金者（以下、本条において「預金者」といいます。）は当社に対して当該払戻しの額及びこれに係る手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること

②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意によるときを除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額及びこれに係る手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻

しが行われたことについて、当社が善意無過失であること及び預金者に過失（重過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項1号に係る当社への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでない場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと

(5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第2項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当社が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7) 当社が第2項の規定により補てんを行った場合は、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

(8) 通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、前七項の規定は適用されません。

15. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、当社所定の未利用口座が対象となります。

(2) この預金口座は、当社所定の一定期間、預金者による当社所定の利用がない場合に未利用口座となり、かつ残高が当社所定の一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当社所定の未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。

(3) 未利用口座管理手数料の引落しが、残高不足等により不能となった場合は、残高及び利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく当社所定の方法により、解約することができるものとします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第10条第4項の預金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落しとなり、支払いただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。ま

た、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

16. (通帳及び取引明細書の発行方式)

- (1) この預金口座における通帳及び取引明細書（お取引の内容が一覧できる明細書）の発行方式は、「通帳方式」、「ブックフリー方式」、「デジタル通帳方式」及び「明細書不発行方式」の4つのうちのいずれかとします。

また、上記の発行方式は、預金者が当社所定の手続により変更することができるものとします。

①通帳方式・・・通帳を発行する方式

②ブックフリー方式・・・通帳の発行に代えて、当社が取引明細書を郵送する方式

③デジタル通帳方式・・・通帳の発行に代えて、預金者がインターネットで取引明細書をダウンロードする方式

④明細書不発行方式・・・通帳及び取引明細書を発行しない方式

- (2) 普通預金取引における前項の各方式については、以下の規定が適用されます。

	対象となる 預金者	適用される規定	準用される 主な規定
①通帳方式	個人・法人・ 個人事業主	普通預金規定	—
②ブックフリー方式	個人	・スルガの無通帳サービス〈ブックフリー〉 ご利用規定 ・個人向け無通帳サービス〈有料ブックフリー〉 ご利用規定	普通預金規定
	法人・ 個人事業主	法人向け無通帳サービス〈ブックフリー〉 ご利用規定	
③デジタル通帳方式	個人のみ	デジタル通帳（Webブックフリー）サービス ご利用規定	
④明細書不発行方式	個人・法人・ 個人事業主	明細書不発行方式利用規定	

- (3) この預金口座が本条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、本規定において第15条までに「通帳」と記載がある条項については、通帳が発行されていないものとして手続を行います。ただし、第5条、第10条及び第13条において、通帳の提出及び持参は不要とし、別途本人確認書類等、当社所定の書類の提出を求めることがあります。

17. (長期未記帳の場合の取扱い)

- (1) 当社ホームページに表示する一定の期間通帳記入が行われていない場合、当社は預金者に通知することなく、この預金口座における通帳及び取引明細書の発行方式を、前条第1項第1号の通帳方式から前条第1項第4号の明細書不発行方式に変更できるものとします。この場合、この通帳を利用した各種お取引はできなくなります。
- (2) 前項に該当した場合であっても、預金者は利用できなくなった通帳を持参のうえ、当社所定の手続により、この預金口座における通帳及び取引明細書の発行方式を、明細書不発行方式から通帳方式に再変更できるものとします。

以上
(2024年1月22日改訂)

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ①普通預金
 - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（スーパー定期預金）、自由金利型定期預金（大口定期預金）、変動金利定期預金、引き出し自由型定期預金及びアニバーサリ定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。なお、総合口座積立定期預金に預け入れられる個別の各定期預金等を含みます。）
 - ③第2号の定期預金等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の取引については、この規定の定めによるほか、当社の当該各取引の規定により取り扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、印鑑照会機により届出の印鑑（又は署名鑑）との照合手続を受けた場合又は当社が特に認めた場合に限ります。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（スーパー定期預金）及び変動金利定期預金の預入れは一口100円以上（ただし、中間利息定期預金の利金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、引き出し自由型定期預金の預入れは一口1円以上、アニバーサリ定期預金の預入れは一口5万円以上、自由金利型定期預金（大口定期預金）の預入れは当社所定の金額以上とし、定期預金等の預入れ、解約又は書替継続は当店のみで取り扱います。

3. (定期預金等の自動継続)

- (1) 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、この預金の継続後の期間について別の定めをした場合は、その定めによるものとします。
期日指定定期預金及び引き出し自由型定期預金は、通帳記載の最長預入日期限に、期日指定定期預金及び引き出し自由型定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止する場合は、満期日（継続をした場合はその満期日）までにその旨を当店に申し出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻し又は定期預金等の解約、書替継続をする場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）して、通帳とともに提出してください。
ただし記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当社が認めたときは、本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有すること

を確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払をする場合は、あらかじめ当社所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合は、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

5. (預金利息の支払)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当社所定の日に、普通預金に組み入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組み入れる場合及び中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えての払戻しの請求又は各種料金等の自動支払の請求があった場合には、当社はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻し又は自動支払します。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度枠」といいます。）は、この取引の定期預金等の合計額（1万円未満は切り捨てます。）の90%又は500万円のうちいずれか少ない金額とします。ただし、あらかじめ預金者から当社所定の方法により本文記載の金額の範囲内で極度枠の金額指定の届出がある場合は、その金額を上限とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れ又は振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充てます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金等がある場合は、第2項の順序に従い、556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金等がある場合は、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金等が数口ある場合には、預入日（継続をした場合はその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金等について解約又は（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額又は（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
②前号の場合、貸越金が新極度枠を超えることとなる場合は、直ちに新極度枠を超える金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当社所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引き落とし又は貸越元金に組み入れます。定期預金等を貸越金の担保とした際の貸越利率は、その定期預金ごとにその約定利率（た

だし、期日指定定期預金及び引き出し自由型定期預金を貸越金の担保とする場合は、最長預入期限まで預け入れた場合の約定利率)に 0.50%を加えた利率とします。

②前号の組入れにより極度枠を超える場合には、当社からの請求があり次第、直ちに極度枠を超える金額を支払ってください。

③この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が 0 となった場合には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当社が定めた日からとします。

(3) 当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14% (年 365 日の日割計算) とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失った場合、又は、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合は直ちに書面によって当店に届け出てください。

(2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に当社がそれまでの届出内容を前提として取り扱ったことにより生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

(3) 通帳又は印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金の支払、又は通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は関係書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

10. (印鑑照合等)

(1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、17条により補てんを請求することができます。ただし、通帳及び取引明細書の発行方式が第 19 条第 1 項第 2 項から第 4 項の各方式に該当する場合、キャッシュカード

規定及びインターネット／モバイルバンキング利用規定の関連条項が適用されます。

(2) 第 4 条第 1 項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他の書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

11. (即時支払)

(1) 次の各号の一つでも該当した場合に貸越元利金等がある場合は、当社からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ①支払の停止又は破産、民事再生手続開始の申立てがあった場合
 - ②相続の開始があった場合
 - ③第8条第1項第2号により極度枠を超えたまま6か月を経過した場合
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当社において所在が明らかでなくなった場合
- (2) 次の各場合に貸越元利金等がある場合は、当社からの請求があり次第、それらを支払ってください。
- ①当社に対する債務の一つでも返済が遅れている場合
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合

1 2. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店又はお近くの当社国内本支店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等がある場合はそれを支払ってください。なお、この通帳に定期預金等の記載があり、かつ、その残高がある場合は別途に定期預金等の証書（通帳）を発行します。
- (2) この取引を普通預金単独で利用している場合で、印鑑照会機により届出の印鑑（又は署名鑑）との照合手続を受けた場合又は当社が特に認めた場合には、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でもこの取引を解約することができます。また、定期預金一口の残高が500万円未満の場合も同様の手続により当社国内本支店のどこの店舗でも解約することができます。
- (3) 前条各項の事由がある場合は、当社はいつでも貸越を中止し又は貸越取引を解約できるものとします。

1 3. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は次のとおり取り扱うことができるものとします。
 - ①この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知及び所定の手続を省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元利金等の弁済に充てることもできるものとします。
 - ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息及び損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

1 4. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利及びこの通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 前項の場合において、当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

1 5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見

人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 預金者又は預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は、家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 本規定は、他の取引にも準用します。

1 6 . (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、定期預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳及び当社所定の請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度枠を超えることとなる場合は、新極度枠を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社は充当の順序を指定することができ、預金者は当社の指定に対して異議を述べることができません。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続については別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 7 . (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」とい

う。)については、次の各号のすべてに該当する場合、「預金者保護法」の対象となる預金者(以下、本条において「預金者」という。)は当社に対して当該払戻しの額及びこれに係る手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額及びこれに係る手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であること及び預金者に過失(重過失を除く)があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項1号に規定する当社への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでない場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと
 - C預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付隨して行われたこと
- (5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第2項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当社が第2項の規定により補てんを行った場合は、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 通帳及び取引明細書の発行方式が第19条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、前七項の規定は適用されません。

1 8 . (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、当社所定の未利用口座が対象となります。
- (2) この預金口座は、当社所定の一定期間、預金者による当社所定の利用がない場合に未利用口座となり、かつ残高が当社所定の一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当社所定の未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
- (3) 未利用口座管理手数料の引落しが、残高不足等により不能となった場合は、残高及び利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく当社所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しとなり、支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

1 9 . (通帳及び取引明細書の発行方式)

- (1) この取引における通帳及び取引明細書（お取引の内容が一覧できる明細書）の発行方式は、「通帳方式」、「ブックフリー方式」、「デジタル通帳方式」及び「明細書不発行方式」の4つのうちのいずれかとします。また、上記の発行方式は、預金者が当社所定の手続により変更することができるものとします。
 - ①通帳方式・・・通帳を発行する方式
 - ②ブックフリー方式・・・通帳の発行に代えて、当社が取引明細書を郵送する方式
 - ③デジタル通帳方式・・・通帳の発行に代えて、預金者がインターネットで取引明細書をダウンロードする方式
 - ④明細書不発行方式・・・通帳及び取引明細書を発行しない方式ただし、インターネット支店においては①通帳方式を選択することはできません。
- (2) 総合口座取引における前項の各方式については、以下の規定が適用されます。

	対象となる 預金者	適用される規定	準用される 主な規定
①通帳方式	個人	普通預金規定	総合口座 取引規定
②ブックフリー方式	個人	・スルガの無通帳サービス〈ブックフリー〉 ご利用規定 ・個人向け無通帳サービス〈有料ブックフリー〉 ご利用規定	
③デジタル通帳方式	個人	デジタル通帳（Webブックフリー）サービス 利用規定	
④明細書不発行方式	個人	明細書不発行方式利用規定	

- (3) この取引が本条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、本規定において第18条までに「通帳」と記載がある条項については、通帳が発行されていないものとして手続を行います。ただし、第4条、第12条及び第16条において、通帳の提出及び持参は不要とし、別途本人確認書類等、当社所定の書類の提出を求めることがあります。なお、第12条において、この取引に定期預金等があり、かつ、その残高がある場合は別途定期預金等の通帳を発行します。

2 0 . (長期未記帳の場合の取扱い)

- (1) 当社ホームページに表示する一定の期間通帳記入が行われていない場合、当社は預金者に通知することなく、この取引における通帳及び取引明細書の発行方式を、前条第1項第1号の通帳方式から前条第1項第4号の明細書不発行方式に変更できるものとします。この場合、この通帳を利用した各種お取引はできなくなります。

(2) 前項に該当した場合であっても、預金者は利用できなくなった通帳を持参のうえ、当社所定の手続により、この取引における通帳及び取引明細書の発行方式を、明細書不発行方式から通帳方式に再変更できるものとします。

以上

(2024年1月22日改訂)

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入又は払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当社設置の印鑑照会機により、届出の印鑑（又は署名鑑）との照合手続を受けたものにかぎります。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1回につき500万円（1日何回でも）を限度とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立ができるもの（以下「証券類」という）を受入れます。為替による振込金を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れる場合は、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。また、ゆうちょ銀行から当社が設置した端末設備を通じて、当社の振替口座に振替金の受入れがあり、かつ、当該振替の請求をした加入者の氏名、口座受入金額及び通信文（加入者が指定する預金口座の開設された当社国内本支店の名称、当該口座の預金の種類及び口座番号を通知するものをいいます。）の通知があり、当該通信文においてこの預金口座が指定された場合には、振替金の額に相当する金額をもって預金として受入れます。
- (2) この口座への振込について、振込通知の発信金融機関（ゆうちょ銀行を含みます。）から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡り返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の所定欄に記載します。（通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合を除きます。）
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなった場合は預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻す場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金及び公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、計算のうえ、毎年2月と8月の当社所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算する場合の基準となる預金残高（以下「基準残高」という）は10万円とし、適用する利率は毎日の最終残高に応じた店頭の表示の金額階層別利率とします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失った場合、又は、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) この通帳又は印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約又は通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、15条により補てんを請求することができます。ただし、通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、キャッシュカード規定及びインターネット／モバイルバンキング利用規定の関連条項が適用されます。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利及び通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により、行います。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 本規定は、他の取引にも準用します。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店又はお近くの当社国内本支店に申出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信し

た時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意志によらず開設されたことが明らかになった場合。
- ②この預金の預金者が10条第1項に違反した場合。
- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合。
- (3) この預金が当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳を持参のうえ、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

1 3. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳及び当社所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 5. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、「預金者保護法」の対象となる預金者（以下、本条において「預金者」という。）は当社に対して当該払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事實を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数としま

す。) 前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であること及び預金者に過失(重過失を除く)があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項1号に規定する当社への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでない場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと
 - C預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付隨して行われたこと
- (5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において第2項の規定にもとづき補てんを行うことはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当社が第2項の規定により補てんを行った場合は、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、前七項の規定は適用されません。

16. (通帳及び取引明細書の発行方式)

- (1) この預金口座における通帳及び取引明細書(お取引の内容が一覧できる明細書)の発行方式は、「通帳方式」、「ブックフリー方式」、「デジタル通帳方式」及び「明細書不発行方式」の4つのうちのいずれかとします。
 - ①通帳方式・・・通帳を発行する方式
 - ②ブックフリー方式・・・通帳の発行に代えて、当社が取引明細書を郵送する方式
 - ③デジタル通帳方式・・・通帳の発行に代えて、預金者がインターネットで取引明細書をダウンロードする方式
 - ④明細書不発行方式・・・通帳及び取引明細書を発行しない方式
- (2) 賯蓄預金取引における前項の各方式については、以下の規定が適用されます。

	対象となる預金者	適用される規定	準用される主な規定
①通帳方式	個人	貯蓄預金規定	—
②ブックフリー方式	個人	・スルガの無通帳サービス〈ブックフリー〉ご利用規定 ・個人向け無通帳サービス〈有料ブックフリー〉利用規定	貯蓄預金規定

③デジタル通帳方式	個人	デジタル通帳（Webブックフリー） サービス利用規定	
④明細書不発行方式	個人	明細書不発行方式利用規定	

- (3) この預金口座が本条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、本規定において第15条までに「通帳」と記載がある条項については、通帳が発行されていないものとして手続を行います。ただし、第5条、第12条及び第14条において、通帳の提出及び持参は不要となり、別途本人確認書類等、当社所定の書類の提出を求めることがあります。

以上
(2024年1月22日改訂)

スルガの無通帳サービス〈ブックフリー〉ご利用規定

1. (ブックフリーサービス)
 - (1) ブックフリーサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、通帳の発行に代えてお取引の内容が一覧できる明細書(以下「取引明細書」といいます。)を郵送するサービスで、普通預金又は普通預金と一体化している預金を対象とします。
なお、普通預金規定第16条第1項第2号、普通預金規定(インターネット支店用)第15条第1項第1号及び総合口座取引規定第19条第1項第2号の「ブックフリー方式」において、対象となるお客さまが個人(個人事業主を除きます。)の場合は、本規定が適用されます。
 - (2) 本規定第9条第2項に該当するお客さまを除き、本サービスは事前の告知に基づき2024年1月21日をもって取扱終了となり、本サービスは解約となります。
2. (取引明細書の郵送)
本サービスをお申込みいただいた預金口座(以下「ご利用口座」といいます。)の取引明細書は、当社所定の時間に作成し、お届出の住所に郵送するものとします。
なお、ご利用口座には通帳を発行いたしません。
3. (取引明細書の保管)
取引明細書は、別途送付する「ブックフリー専用フォルダー」にとじ込んで保管するものとします。
4. (預金の払戻し)
ご利用口座のうち、当社所定のキャッシュカードをご利用いただける預金につきましては、当社のどこの店舗又は提携金融機関等でも当社キャッシュカード規定による払戻し(当座貸越を利用した普通預金口座の払戻しを含みます。)ができます。また、キャッシュカードをご利用いただけない預金につきましては、当社所定の払戻請求書にお届印の印章により記名捺印して、本人確認書類とともにご利用口座の口座開設店(以下「お取引店」といいます。)に提出していたとき、当社所定の方法により取り扱うものとします。
5. (取引明細書の返戻等)
お届出の住所に郵送したものが返戻された場合は、当社は保管責任を負いません。また、延着又は到着しなかった場合等で当社の責に帰することができない事由により紛議が生じても当社は責任を負いません。
6. (届出事項の変更)
住所・氏名等の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によりお取引店に届け出るか、当社所定の変更手続を行うものとします。このお届出又はお手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
7. (成年後見人等の届け出)
 - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - (3) 預金者又は預金者の補助人・保佐人・後見人について、既に家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は、家庭裁判所の審判により、預金者について任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
 - (4) 前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - (5) 前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続を行った場合には、それによ

り生じた損害については、当社は責任を負いません。

(6) 本規定は、他の取引にも準用します。

8. (解約等)

- (1) 本サービスは、お客さま又は当社の都合により、いつでも解約することができます。
- (2) お客さまの都合により本サービスを解約する場合は、当社所定の依頼書を提出していただきます。
- (3) お客さまが次の各号のひとつでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ②住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当社がお客さまの住所を確認できなくなつたとき。
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合。
- (4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当社に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

9. (本サービスの取扱終了に伴う解約について)

- (1) 2023年12月31日時点で満70歳未満の個人（個人事業主を除きます。）のお客さまにおいて、第1条第2項の本サービスの取扱終了に伴い本サービスが解約となった場合、ご利用口座の通帳及び取引明細書の発行方式は、「明細書不発行方式」に変更となります。この場合のお取引は「明細書不発行方式利用規定」に基づくものとなります。
- (2) 2023年12月31日時点で満70歳以上の個人（個人事業主を除きます。）のお客さまにおいて、ご利用口座が2024年1月21日以前に開設されている場合は、当社の別途の通知又は公表があるまでの間、本サービスは取扱終了とならず継続し、本サービスは解約となりません。
ただし、ブックフリー専用フォルダー及び取引明細書の発行時点で郵便物の返戻が判明した場合、お客さまに通知することなく本サービスは解約となり、ご利用口座の通帳及び取引明細書の発行方式は「明細書不発行方式」に変更となります。この場合のお取引は「明細書不発行方式利用規定」に基づくものとなります。
- (3) 前二項の「明細書不発行方式」とは、普通預金規定第16条第1項第4号、普通預金規定（インターネット支店用）第15条第1項第3号及び総合口座取引規定第19条第1項第4号の「明細書不発行方式」を指します。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、貯蓄預金規定、定期預金規定、総合積立定期預金規定、キャッシュカード規定等の各規定にしたがって取り扱います。

1 2. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、又は第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものも担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3. (規定の変更について)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

以上
(2024年1月22日現在)

個人向け無通帳サービス〈有料ブックフリー〉利用規定

1. (ブックフリーサービス)

ブックフリーサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、通帳の発行に代えてお取引の内容が一覧できる明細書(以下「取引明細書」といいます。)を郵送するサービスで、普通預金又は普通預金と一体化している預金を対象とします。

なお、普通預金規定第16条第1項第2号、普通預金規定(インターネット支店用)第15条第1項第1号及び総合口座取引規定第19条第1項第2号の「ブックフリー方式」において、対象となるお客さまが個人(個人事業主を除きます。)の場合は、本規定が適用されます。

2. (ブックフリー関連手数料)

(1) お客さまが本規定を承認のうえで本サービスをお申込みされ、契約が成立した場合、お客さまは次項に定めるブックフリー関連手数料を支払うものとします。この場合、当社は、払戻請求書等によらず、該当取引が生じた日以降の当社所定の日に、本サービスをお申込みいただいた預金口座(以下「ご利用口座」といいます。)から手数料を引き落とすことができるものとします。

(2) 以下の①②を総称して「ブックフリー関連手数料」といいます。なお、手数料については当社ホームページに掲載いたします。

①「ブックフリー切替手数料」

・・・ ご利用口座における通帳及び取引明細書の発行方式を、ブックフリー方式に変更する場合にかかる手数料

②「ブックフリー明細書発行手数料」

・・・ 取引明細書作成に伴う手数料

(3) 第1項の場合であっても、以下に該当する場合は翌月請求となるブックフリー関連手数料が免除となります。

①お申込み手続完了日時点のスルガSTARプログラム優遇ランクが「4ツ星」の場合、ブックフリー切替手数料を免除。

②取引明細書発行月のスルガSTARプログラム優遇ランクが「4ツ星」の場合、ブックフリー明細書発行手数料を免除。

その他、当社所定の免除条件に該当する場合において、ブックフリー関連手数料がかからない場合があります。

3. (取引明細書の郵送)

ご利用口座の取引明細書は、当社所定の時間に作成し、お届出の住所に郵送するものとします。なお、ご利用口座には通帳を発行いたしません。

4. (取引明細書の保管)

取引明細書は、別途送付する「ブックフリー専用フォルダー」にとじ込んで保管するものとします。

5. (預金の払戻し)

ご利用口座のうち、当社所定のキャッシュカードをご利用いただける預金につきましては、当社のどこの店舗又は提携金融機関等でも当社キャッシュカード規定による払戻し(当座貸越を利用した普通預金口座の払戻しを含みます。)ができます。また、キャッシュカードをご利用いただけない預金につきましては、当社所定の払戻請求書にお届印の印章により記名捺印して、本人確認書類とともにご利用口座の口座開設店(以下「お取引店」といいます。)に提出していました。当社所定の方法により取り扱うものとします。

6. (取引明細書の返戻等)

お届出の住所に郵送したものが返戻された場合は、当社は保管責任を負いません。また、延着又は到着しなかった場合等で当社の責に帰することができない事由により紛議が生じても当社は責任を負いません。

7. (届出事項の変更)

住所・氏名等の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によりお取引店に届け出るか、当社所定の変更手続を行うものとします。このお届出又はお手続の前に生じた損害について、当社は責任を負いません。

8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 預金者又は預金者の補助人・保佐人・後見人について、既に家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は、家庭裁判所の審判により、預金者について任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続を行った場合には、それにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 本規定は、他の取引にも準用します。

9. (解約等)

- (1) 本サービスは、お客さま又は当社の都合により、いつでも解約することができます。
- (2) お客さまの都合により本サービスを解約する場合は、当社所定の依頼書を提出していただきます。
- (3) お客さまが次の各号のひとつでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ②住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当社がお客さまの住所を確認できなくなったとき。
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合。
- (4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当社に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。
- (6) 預金残高不足により第2条のブックフリー関連手数料が支払われない場合、又はブックフリー専用フォルダー及び取引明細書の発行時点で郵便物の返戻が判明した場合、当社はお客さまに通知することなく本サービスを解約できるものとし、ご利用口座の通帳及び明細書の発行方式は、「明細書不発行方式」に変更となります。この場合のお取引は「明細書不発行方式利用規定」に基づくものとなります。
なお、「明細書不発行方式」とは、普通預金規定第16条第1項第4号、普通預金規定（インターネット支店用）第15条第1項第3号及び総合口座取引規定第19条第1項第4号の「明細書不発行方式」を指します。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、貯蓄預金規定、定期預金規定、総合積立定期預金規定、キャッシュカード規定等の各規定にしたがって取り扱います。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、又は第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものも担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更について)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

以上
(2024年1月22日現在)

明細書不発行方式利用規定

1. (明細書不発行方式)
 1. 「明細書不発行方式」（以下「本方式」といいます。）とは、通帳及び取引明細書を発行しない方式をいいます。
 2. 本方式が適用される口座（以下「ご利用口座」といいます。）においては、当社及び提携ATMにより預入れ及び払戻しを行うことができます。なお、キャッシュカードを保持しないお客さまがATMでの取引を希望する場合は、別途キャッシュカードの発行をお申込みいただく必要があります。
 3. 普通預金規定第16条第1項第4号、普通預金規定（インターネット支店用）第15条第1項第3号及び総合口座取引規定第19条第1項第4号の「明細書不発行方式」には、本規定が適用されます。
2. (取引明細の閲覧)
 1. スマートフォンアプリ、インターネットバンキング、ビジネスバンキング等、取引明細の閲覧が可能な各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）の契約があるご利用口座の場合は、当該サービスにおいて、取引明細の閲覧が可能です。この場合の取引明細の閲覧は、各種サービス規定等に基づきます。
 2. 各種サービスの契約がないご利用口座の場合で、お客さまが取引明細の閲覧を希望するときは、別途各種サービスをお申込みいただく必要があります。この場合、各種サービスの契約手続完了以降の取引明細から閲覧可能となります。
3. (本方式に変更後の取扱い)
 1. 通帳及び取引明細書の発行方式が通帳方式、ブックフリー方式及びデジタル通帳方式から本方式に変更となった場合、変更時点で通帳記入されていない取引明細、又は取引明細書が発行されていない取引明細は、前条第1項の場合を除いて閲覧することができません。この場合、お客さまは当社所定の手続により取引明細の発行を依頼することができます。
 2. 通帳及び取引明細書の発行方式が、通帳方式から本方式に変更となった場合の「通帳」、及びブックフリー方式から本方式に変更となった場合の「ブックフリー専用フォルダー」は、変更時点でご利用いただけなくなります。
4. (預金の預入れ及び払戻し)
 1. ご利用口座に当社所定のキャッシュカードが発行されている場合、お客さまは当社ATM及び提携ATMにて当社キャッシュカード規定による預入れ及び払戻し（当座貸越を利用した普通預金口座の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合は、ご利用口座の開設店（以下「お取引店」といいます。）において、本人確認書類の提出その他当社所定の方法により取り扱うものとします。
 2. ご利用口座に当社所定のキャッシュカードが発行されていない場合、お客さまはお取引店において、本人確認書類の提出その他当社所定の方法により、預入れ及び払戻しができます。
5. (届出事項の変更)

お客さまは、住所・氏名などの届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により変更手続を行ってください。このお届出又はお手続前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
6. (本方式の解約)
 1. 本方式は、お客さま又は当社の都合により、いつでも解約することができます。ただし、次項に定める通帳及び取引明細書の発行方式の変更に該当しない場合は、ご利用口座の解約をあわせて行う必要があります。
 2. お客さまの都合によりご利用口座の通帳及び取引明細書の発行方式を通帳方式、ブックフリー方式及びデジタル通帳方式に変更する場合は、当社所定の依頼書を提出することにより本方式は解約となります。

7. (通知等)

お客様から届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送したときには、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

8. (規定等の準用)

本方式の利用にあたっては、本規定に加え、当社の各預金規定、及び各サービス規定により取り扱います。なお、本契約終了後も、各預金及び各サービスについては、各々の規定により取り扱います。

9. (規定の変更等)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

10. (準拠法・管轄)

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じたときには、当社本店又はお取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2024年1月22日現在)

通帳出金サービス規定

1. キャッシュカード（以下「カード」といいます。）をご利用のお客さまに限り、窓口での所定の手続またはATMにて手續をすることにより当社の現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用して通帳により預金の払出しをすることができます。
2. 通帳による払戻しに際しての暗証番号は、カードと同じ暗証番号によりお取引ください。ATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号と払戻金額をボタンにより操作してください。このとき、払戻請求書の提出は、必要ありません。
3. ATMの操作に際し、使用された通帳を当社が交付したものとして認識し、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行ないます。
4. 盗難通帳による払戻し等
 - (1) 通帳の盗難または喪失により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当するとき、本人は当社に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行なわれていること。
 - ②当社の調査に対し、本人より十分な説明が行なわれていること。
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事實を確認できるものを示していること。
 - (2) 前項の請求がなされたとき、当該払戻しが本人の故意によるときを除き、当社は、当社へ通知が行なわれた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明したときは、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行なわれたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明したときには、当社は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行なわれた日（当該盗難が行なわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難通帳を用いて行なわれた不正な預金払戻しが最初に行なわれた日。）から、2年を経過する日後に行なわれたときには、適用されないものとします。
 - (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明したときには、当社は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻しが行なわれたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当するとき
 - A. 本人に重大な過失があることを当社が証明したとき
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行なっている家政婦など。）によって行なわれた払戻し
 - C. 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なったとき
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して通帳が盗難にあったとき
 - (5) 上記（1）ならびに（2）の規定は、個人のみのお客さまに適用されるものとし、個人以外のお客さまのときは、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によるものとします。
 - (6) 前5項の規定により、補てんの対象とならないときであっても、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」により補償されることがあります。

5. 通帳の記帳ページが終了した通帳では、払戻しの取扱いはできません。このときは、カードにより払戻しをしてください。また、窓口で新通帳の交付手続をしてください。
6. 通帳による残高照会はできません。カードによる照会もしくは通帳への記帳により確認してください。
7. 通帳により払戻しされる口座について代理人カードを発行しているとき、代理人の暗証番号では通帳による払戻しはできません。
8. ATMによる通帳での払戻しは、当社のATMに限るものとし、当社がATMの共同利用による現金支払業務を提携している金融機関のATMでは、カードによる払戻しのみで通帳による払戻しはできません。
9. この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）貯蓄預金規定、定期預金規定、総合口座積立定期預金規定、当座貸越規定により取り扱います。
10. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

定期預金規定

このたびは、スルガ銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

お預け入れの定期預金につきましては、その種類に応じ本規定書に記載した規定によりお取扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申しあげます。

[目 次]

I共通規定

II定期預金規定（証書式、通帳式）

(期日指定定期おおぞら)

II-1 期日指定定期預金規定

II-2 自動継続期日指定定期預金規定

(スーパー定期)

II-3 自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（単利型）

II-4 自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（単利型）

II-5 自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（複利型）

II-6 自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定（複利型）

(大口定期預金)

II-7 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

II-8 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

(変動金利定期預金)

II-9 変動金利定期預金規定（単利型）

II-10 自動継続変動金利定期預金規定（単利型）

II-11 変動金利定期預金規定（複利型）

II-12 自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

(その他定期)

II-13 アニバーサリ定期預金規定

II-14 総合口座積立定期預金規定

II-15 フリーチョイス（引き出し自由型定期預金）規定

I共通規定

1. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、または、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

2. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(1) この証書または通帳、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) この証書または通帳、印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきました、保証人を求めることができます。

3. (印鑑照合)

この証書または支払い請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

5. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始しているとき、または、家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 本規定は、他の取引にも準用します。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 各定期預金規定に定める条項（預金の支払時期等）にかかわらず、この預金は満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書の場合は受取欄または当社所定の通知書に、また通帳の場合は当社所定の支払請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社は充当の順序を指定することができ、預金者は当社の指定に対して異議を述べることができません。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息の計算については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利率、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

(2020年4月1日改訂)

II定期預金規定（証書式、通帳式）

II-1【期日指定定期預金規定】

1.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日）から証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日とすることができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①1年以上2年未満 証書または通帳記載の「2年未満」の利息
 - ②2年以上 証書または通帳記載の「2年以上」の利息（以下「2年以上利率」）といいます。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印鑑により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印鑑により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

4.（預入れの最低金額）

通帳式のこの預金預入れは1口100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

以上

（2020年4月1日改訂）

II-2【自動継続期日指定定期預金規定】

1.（自動継続）

- (1) この預金は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出してください。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意とすることができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があるときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額についても同様とします。

(2) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、または、一部が解約されていないときは預金のすべてについて引き続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

①1年以上2年未満証書または通帳記載の「2年未満」の利率

②2年以上証書または通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) 継続後の預金の利息についても第1項と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。

(4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満 解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

(3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

5. (預入れの最低金額)

通帳式のこの預金の預入れは1口100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-3【自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（単利型）

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（スーパー定期）」といいます。）に限り、中間利払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（スーパー定期）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利払利息定期預金」といいます。）とし、中間利払利息定期預金の利率は、中間利払日における当社所定の利率を適用します。

②中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前記(1)の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

- | | |
|-------------------|---------------|
| A 中間利払周期が1か月ごとの場合 | 預入日の1か月ごとの応当日 |
| B 中間利払周期が2か月ごとの場合 | 預入日の2か月ごとの応当日 |
| C 中間利払周期が3か月ごとの場合 | 預入日の3か月ごとの応当日 |
| D 中間利払周期が6か月ごとの場合 | 預入日の6か月ごとの応当日 |

②分割した利息の取扱い

前記①による利息支払日ごとに、預入日または前の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割利払利息」といいます。）を利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③分割利払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割利払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、前記②による分割利払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書の届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息または分割利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割利払利息の支払日が複数ある場合は、各中間利払利息または分割利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×5.0% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×7.0% |

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預

金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×4 0 %
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×5 0 %
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×6 0 %
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×7 0 %
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×9 0 %

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×4 0 %
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×5 0 %
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×6 0 %
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×7 0 %
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×8 0 %
G 3年以上5年未満	約定利率×9 0 %

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×3 0 %
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×4 0 %
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×5 0 %
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×6 0 %
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×7 0 %
G 3年以上4年未満	約定利率×8 0 %
H 4年以上5年未満	約定利率×9 0 %

⑤預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上2年未満	約定利率×2 0 %
C 2年以上3年未満	約定利率×3 0 %
D 3年以上4年未満	約定利率×5 0 %
E 4年以上5年未満	約定利率×7 0 %
F 5年以上6年未満	約定利率×8 0 %
G 6年以上7年未満	約定利率×9 0 %

⑥預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上2年未満	約定利率×1 0 %
C 2年以上3年未満	約定利率×2 0 %
D 3年以上4年未満	約定利率×3 0 %
E 4年以上5年未満	約定利率×4 0 %
F 5年以上6年未満	約定利率×5 0 %
G 6年以上7年未満	約定利率×6 0 %
H 7年以上8年未満	約定利率×7 0 %
I 8年以上9年未満	約定利率×8 0 %
J 9年以上10年未満	約定利率×9 0 %

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行または通帳への記載はしないこととし、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-4 【自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（単利型）

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（スーパー定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、この預金の継続後の期間について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出ください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第2条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（スーパー定期）」といいます。）に限り、中間利払利息を定期預金とすることができます。
 - ②中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期利払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②自動継続自由金利型2年定期預金（スーパー定期）の中間利払利息および満期利払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間利払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（スーパー定期）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（スーパー定期）（以下「中間利払利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当社所定の利率を適用します。満期利払利息は満期日に元金に組入れ、中間利

息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型 2年定期預金（スーパー定期）に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

(3) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前記(1)および(2)の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

A 中間利払周期が1か月ごとの場合	預入日（または書替継続日）の1か月ごとの応当日
B 中間利払周期が2か月ごとの場合	預入日（または書替継続日）の2か月ごとの応当日
C 中間利払周期が3か月ごとの場合	預入日（または書替継続日）の3か月ごとの応当日
D 中間利払周期が6か月ごとの場合	預入日（または書替継続日）の6か月ごとの応当日

②分割した利息の取扱い

前記①による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③分割払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額）を差引いた利息の残額

は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。ただし、前記②による分割払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および分割払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は各中間払利息または分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×5.0%
C 1年以上3年未満	約定利率×7.0%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×4.0%

C	1年以上1年6か月未満	約定利率×5 0 %
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×6 0 %
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×7 0 %
F	2年6か月以上4年未満	約定利率×9 0 %

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×4 0 %
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×5 0 %
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×6 0 %
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×7 0 %
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×8 0 %
G	3年以上5年未満	約定利率×9 0 %

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×3 0 %
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×4 0 %
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×5 0 %
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×6 0 %
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×7 0 %
G	3年以上4年未満	約定利率×8 0 %
H	4年以上5年未満	約定利率×9 0 %

⑤預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×2 0 %
C	2年以上3年未満	約定利率×3 0 %
D	3年以上4年未満	約定利率×5 0 %
E	4年以上5年未満	約定利率×7 0 %
F	5年以上6年未満	約定利率×8 0 %
G	6年以上7年未満	約定利率×9 0 %

⑥預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10 %
C	2年以上3年未満	約定利率×2 0 %
D	3年以上4年未満	約定利率×3 0 %
E	4年以上5年未満	約定利率×4 0 %
F	5年以上6年未満	約定利率×5 0 %
G	6年以上7年未満	約定利率×6 0 %
H	7年以上8年未満	約定利率×7 0 %
I	8年以上9年未満	約定利率×8 0 %
J	9年以上10年未満	約定利率×9 0 %

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱いま

す。

①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

- (3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合は、この預金の継続にあたり、第2条第2項第2号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-5【自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（複利型）

1.（預金の支払時期）

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約または一部解約する場合も同様に取扱います。ただし、この預金を満期日前に解約した結果、預入金額が300万円以上の場合には300万円を、預入金額が300万円未満の場合には1万円を下回ることはできません。

①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×4.0% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×5.0% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×6.0% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×7.0% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×9.0% |

②預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×4.0% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×5.0% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×6.0% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×7.0% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×8.0% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×9.0% |

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×3.0% |

C	1年以上1年6か月未満	約定利率×4 0 %
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×5 0 %
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×6 0 %
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×7 0 %
G	3年以上4年未満	約定利率×8 0 %
H	4年以上5年未満	約定利率×9 0 %

④預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×2 0 %
C	2年以上3年未満	約定利率×3 0 %
D	3年以上4年未満	約定利率×5 0 %
E	4年以上5年未満	約定利率×7 0 %
F	5年以上6年未満	約定利率×8 0 %
G	6年以上7年未満	約定利率×9 0 %

⑤預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×1 0 %
C	2年以上3年未満	約定利率×2 0 %
D	3年以上4年未満	約定利率×3 0 %
E	4年以上5年未満	約定利率×4 0 %
F	5年以上6年未満	約定利率×5 0 %
G	6年以上7年未満	約定利率×6 0 %
H	7年以上8年未満	約定利率×7 0 %
I	8年以上9年未満	約定利率×8 0 %
J	9年以上10年未満	約定利率×9 0 %

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-6【自動継続自由金利型定期預金（スーパー定期）規定】（複利型）

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（スーパー定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、この預金の継続後の期間について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については、第1条第2項に規定する利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、当社がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約または一部解約する場合も同様に取扱います。ただし、この預金を満期日前に解約した結果、預入金額が300万円以上の場合には300万円を、預入金額が300万円未満の場合には1万円を下回ることはできません。

①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×4.0%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×5.0%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×6.0%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×7.0%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×9.0%

②預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×4.0%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×5.0%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×6.0%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×7.0%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×8.0%
G	3年以上4年未満	約定利率×9.0%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×3.0%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×4.0%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×5.0%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×6.0%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×7.0%
G	3年以上4年未満	約定利率×8.0%
H	4年以上5年未満	約定利率×9.0%

④預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×2.0%
C	2年以上3年未満	約定利率×3.0%
D	3年以上4年未満	約定利率×5.0%
E	4年以上5年未満	約定利率×7.0%
F	5年以上6年未満	約定利率×8.0%
G	6年以上7年未満	約定利率×9.0%

⑤預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×1.0%
C	2年以上3年未満	約定利率×2.0%
D	3年以上4年未満	約定利率×3.0%
E	4年以上5年未満	約定利率×4.0%

F	5年以上6年未満	約定利率×5 0 %
G	6年以上7年未満	約定利率×6 0 %
H	7年以上8年未満	約定利率×7 0 %
I	8年以上9年未満	約定利率×8 0 %
J	9年以上10年未満	約定利率×9 0 %

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-7【自由金利型定期預金規定（大口定期預金）】

1. (預金の支払時期)

この預金は証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払は、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払日利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この証書または通帳とともに提出してください。

B預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、前第1項の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

A	中間利払周期が1か月ごとの場合	預入日の1か月ごとの応当日
B	中間利払周期が2か月ごとの場合	預入日の2か月ごとの応当日
C	中間利払周期が3か月ごとの場合	預入日の3か月ごとの応当日
D	中間利払周期が6か月ごとの場合	預入日の6か月ごとの応当日

②分割した利息の取扱い

前期①による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割利払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③分割利払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割利払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、前第2項による分割利払利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は中間払利息または各分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (i) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

$$C \text{ 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます（以下①(ii) および②において同じです。）

- (ii) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 約定利率×70%

$$B \text{ 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

②預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上2年未満	約定利率×20%
c 2年以上3年未満	約定利率×30%
d 3年以上4年未満	約定利率×50%
e 4年以上5年未満	約定利率×70%
f 5年以上6年未満	約定利率×80%
g 6年以上7年未満	約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

③預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上2年未満	約定利率×10%
c 2年以上3年未満	約定利率×20%
d 3年以上4年未満	約定利率×30%
e 4年以上5年未満	約定利率×40%

f	5年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上7年未満	約定利率×60%
h	7年以上8年未満	約定利率×70%
i	8年以上9年未満	約定利率×80%
j	9年以上10年未満	約定利率×90%
B 約定利率	(基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)	預入日数

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-8 【自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)】

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第2条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期利払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日および7年後の応当日、10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間利払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期利払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できずに現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して、この証書または通帳とともに提出してください。

- (3) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後および10年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、第1項およ

び第2項の規定にかかわらず、利息をあらかじめ指定された中間利払周期ごとに分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日を分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

A 中間利払周期が1か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の1か月ごとの応当日

B 中間利払周期が2か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の2か月ごとの応当日

C 中間利払周期が3か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の3か月ごとの応当日

D 中間利払周期が6か月ごとの場合

.....預入日（または書替継続日）の6か月ごとの応当日

②分割した利息の取扱い

第1項による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および証書または通帳記載の約定利率によって計算した利息額（以下「分割払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

③分割払利息（利息支払日が複数ある場合は各分割払利息の合計額）を差引いた利息の残額

は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。ただし、第2項による分割利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書の届出の印鑑により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および分割払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または分割払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または分割払利息の支払日が複数ある場合は各中間利払日または各分割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

(i) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます（以下①(ii)および②において同じです。）

(ii) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

②預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上2年未満	約定利率×20%
c	2年以上3年未満	約定利率×30%
d	3年以上4年未満	約定利率×50%
e	4年以上5年未満	約定利率×70%
f	5年以上6年未満	約定利率×80%
g	6年以上7年未満	約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} - \frac{(基準利率 - 約定利率) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

③預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちのいずれか低い利率。

A 以下の預入日数に応じた利率

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上2年未満	約定利率×10%
c	2年以上3年未満	約定利率×20%
d	3年以上4年未満	約定利率×30%
e	4年以上5年未満	約定利率×40%
f	5年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上7年未満	約定利率×60%
h	7年以上8年未満	約定利率×70%
i	8年以上9年未満	約定利率×80%
j	9年以上10年未満	約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} - \frac{(基準利率 - 約定利率) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-9 【変動金利定期預金規定】(単利型)

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-10 【自動継続変動金利定期預金規定】 (単利型)

1. (自動継続)

(1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、預入金額に応じて、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第2条および第3条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入期間に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間利払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------|
| a 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |

c	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
d	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
e	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-11【変動金利定期預金規定】(複利型)

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満	解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満	約定利率×40%
③1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

II-12【自動継続変動金利定期預金規定】(複利型)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、預入金額に応じて、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出でください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第2条および第3条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、更後の利率は、預入期間に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印鑑により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満	解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満	約定利率×40%
③1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印鑑により記名押印して当店に提出してください。

以上

(2020年4月1日改訂)

アニバーサリー定期預金規定

お預け入れのアニバーサリー定期預金につきましては、本規定によりお取り扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申しあげます。

なお、アニバーサリー定期預金は2022年11月25日をもって、新規お預入れを停止いたしました。

1. (自動継続)

- (1) アニバーサリー定期預金（以下この預金といいます）は、通帳記載の満期日に、1年後の応当日を満期日としたアニバーサリー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、この預金について所得税法第10条第1項の規定に基づく非課税扱いとし、かつ、この預金の満期日における利息を元金に組入れて継続する場合において、利息を元金に組入れることにより、当店を貯蓄の受入機関として非課税扱いの申告をした最高限度額を超過する場合には、その満期日以降のこの預金は、課税扱いの預金として継続するものとします。
- (2) この預金の継続後の利率は、第2条に規定する利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは、その満期日）までにその旨を申し出でください。

2. (利率の適用)

- (1) この預金の利率は、預入金額、当初預入日からの預入期間、および第1条第1項の自動継続の回数に応じて、次の定めにより適用するものとします。
 - ①当初預入日から第1回満期日（第1回継続日）の前日までは、当初預入日における、預入金額、預入期間に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
 - ②第1回満期日（第1回継続日）から第2回満期日（第2回継続日）の前日までは、第1回満期日における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
 - ③第2回満期日（第2回継続日）から第3回満期日（第3回継続日）の前日までは、第2回満期日における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
 - ④第3回満期日（第3回継続日）から第4回満期日（第4回継続日）の前日までは、第3回満期日における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定した利率を適用します。
 - ⑤4回満期日（第4回継続日）以降の満期日（継続日）から次の満期日の前日までは、それぞれの満期日（継続日）における、1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（スーパー定期）の店頭表示の利率を適用します。
- (2) この預金の利率について、第1項の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときは、その継続日）から満期日の前日までの日数および第2条で規定する利率（以下「約定利率」といいます）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続後の預金についても第1項、第2項と同様の方法によります。
- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約

日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入（継続をしたときは、最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満 解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満 約定利率×50%

③1年以上1年1か月未満 約定利率×70%

※第3号は当初預入日から第1回満期日までの期間のみに適用されます。

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約、または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に届出してください。

以上

(2022年11月28日改訂)

フリーチョイス（引き出し自由型定期預金）規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) フリーチョイス（引き出し自由型定期預金）（以下「この預金」といいます。）の預入れは、個人のみを対象とします。
- (2) この預金の預入期間は最長5年とし据置期間を6か月とします。ただし、この預金の全部または一部について6か月据置後は、通帳またはお取引明細書記載の最長預入期限（5年）までの任意の日を満期日とすることができます。また、預入時お申し出により、自動継続の取扱いもできます。ただし、D銀行支店・ダイレクトワン支店・ドリームダイレクト支店においては、自動継続の取扱いのみとなります。
- (3) この預金の預入方法は一括にて預入いただき、預入金額は1円以上、預入単位は1円とします。
- (4) この預金は少額貯蓄非課税制度の適用を受ける取扱いができます。ただし、D銀行支店・ダイレクトワン支店・ドリームダイレクト支店においては、少額貯蓄非課税制度の適用を受ける取扱いはできません。

2. (預金の支払時期)

この預金は証書または通帳記載の預入日より6か月の据置期間経過後に利息とともに支払います。また、一部払出しをするときは、払い戻した元金に対する利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日の前日までの預入期間に応じて、当社が別に定める利率、預入金額により計算します。また、利率につきましては預入時の金額が、300万円未満、300万円以上の区別により、また期間別により店頭表示の利率を適用します。
- (2) 当初の預入金額が300万円以上で一部払出し後の残高が300万円未満となる場合の利率は、以下の通りとなります。
 - ①一部払い出した金額に対する利率につきましては、当初預入日から一部払戻日までに応じた当初預入時の300万円以上店頭表示利率を適用します。
 - ②一部払い出した以外の金額部分に対する利率につきましては、一部払出し前は当初預入時の300万円以上店頭表示利率、一部払出し後は当初預入時の300万円未満店頭表示利率を各々適用します。
 - ③利息の計算方法は、1年を365日として日割計算で行い、預入日から6か月後の応当日毎の複利計算となります。

4. (預金の解約)

- (1) この預金を解約、または一部払出しする場合、通帳またはお取引明細書のときは、当社所定の支払請求書に、また証書のときは、証書の受取欄または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ご本人確認が完了したものに限り取り扱うものとします。
- (2) 債権保全の必要があるときその他当社が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。

5. (当座貸越)

この預金は総合口座定期預金として作成することができます。この場合、総合口座取引規定を準用します。

6. その他の取扱いについては、定期預金規定共通事項を適用します。

【追加規定】

平成15年3月3日以降、新規または自動継続によりこの預金をご利用いただくお客さまにつきましては、通帳の表示方法読み替え欄における「利率」の項目が「利率（10年）」となっている場合でも「利率（5年）」に読み替えるものとします。平成15年3月2日以前にこの預金を作成された場合は、次回満期日までは最長預入期間10年となります。

以上
(2020年4月1日改訂)

総合口座積立定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) 総合口座積立定期預金（以下、「この預金」といいます）の預入れは、1回あたり5,000円以上1,000円単位とし、毎月自動振替により預入れるものとします。
- (2) 自動振替による預入れは、次のとおりとします。
 - ①積立日には指定預金口座から指定金額を自動的に引き落し、この預金口座へ入金します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
 - ②積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に指定預金口座から引き落します。
 - ③積立日に指定預金口座の残高が引落額に満たない場合には、その引落指定日の当日中に限り、引落額に相当する残高が発生した時点で引落しいたします。
 - ④この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
 - ⑤指定預金口座が解約された場合には、第1号から第4号の規定は終了したものとしてお取り扱いいたします。
- (3) この預金は自動振替のほか隨時に預入れができます。
- (4) この預金口座にはあらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため、非課税限度額を設定することができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (預金の種類・継続方法等)

- (1) この預金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長お預り期限とする一口の期日指定定期預金とします。（以下、一口の期日指定定期預金を「個別預金」といいます）
- (2) 個別預金は、最長お預り期限到来日にその元利金の合計額をもって、また最長お預り期限に同時追加預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ個別預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長お預り期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の個別預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前二項と同様にします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用し、1年を365日とする日割かつ1年複利の方法により計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ①解約の場合.....解約日における普通預金の利率
 - ②書替継続の場合.....書替継続後の定期預金の利率
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ①預入期間が6か月未満の場合.....解約日における普通預金の利率
 - ②預入期間が6か月以上1年未満の場合.....約定利率×40%

※約定利率は、各預入ごとの期日指定定期預金の2年以上の利率です。
- (4) この預金の付利単位は、1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできませ

ん。

- (2) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出印鑑により記名押印してこの通帳とともに当店またはお近くの当社国内本支店に提出してください。

6. (当座貸越)

この預金は総合口座取引の定期預金となりますので、この通帳は「担保明細帳」（以下「この明細帳」といいます）となります。本規定に「この通帳」とあるのは「担保明細帳と読み替えてください。また、この明細記載の定期預金は、本規定によりお取扱いするほか、本規定に定めのない事項については、総合口座取引規定によりお取扱いいたします。

以上

(2020年4月1日改訂)

積立定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) 積立定期預金（以下、「この預金」といいます）の預入れは、1回あたり100円以上1円単位とし、随時の預入れまたは毎月の自動振替により預入れるものとします。
- (2) 自動振替による預入れは、次のとおりとします。
- ①積立日には指定預金口座から指定金額を自動的に引き落し、この預金口座へ入金します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
- ②積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に指定預金口座から引き落します。
- ③積立日に指定預金口座の残高が引落額に満たない場合には、その引落指定日の当日中に限り、引落額に相当する残高が発生した時点で引落しいたします。
- ④この自動振替契約は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ⑤指定預金口座が解約された場合には、第1号から第4号の規定は終了したものとして取り扱いいたします。
- (3) この預金口座にはあらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため、非課税限度額を設定することができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (預金の種類・継続方法等)

- (1) この預金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日とする以下の定期預金とします。
- ①個人 : 3年後の応当日を最長お預り期限とする一口の期日指定定期預金（複利）
②個人以外 : 2年後の応当日を最長お預り期限とする一口のスーパー定期預金（単利）
※以下、一口の定期預金を「個別預金」といいます。
- (2) 個別預金は、最長お預り期限到来日にその元利金の合計額をもって、また最長お預り期限に同時追加預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ個別預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長お預り期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の個別預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前二項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長お預り期限までにその旨を当店に申出ください。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、以下の方法により計算します。
- ①個人 : 各預入日の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用し、各預入期間ごとに、1年を365日とする日割かつ1年毎の複利による計算
②個人以外 : 各預入日のスーパー定期預金（2年）の店頭表示の利率を適用し、各預入期間ごとに、1年を365日とする日割計算
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
- ①解約の場合.....解約日における普通預金の利率
②書替継続の場合.....書替継続日における普通預金利率
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ①個人の場合
- | | |
|---------------------|----------------|
| A 預入期間が6か月未満の場合 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 | 約定利率×40% |

※約定利率は、各預入ごとの期日指定定期預金の2年以上の利率です。

②個人以外の場合

A 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金の利率
B 預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%
C 預入期間が1年以上2年未満の場合	約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は、1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出印鑑により記名押印してこの通帳とともに当店またはお近くの当社国内本支店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行)

- (1) この通帳や印章を紛失したとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を紛失した場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当社の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

以上

(2020年4月1日改訂)

積立定期預金満期型規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) 積立定期預金満期型（以下、「この預金」といいます）の預入れは、通帳に記載の満期日 1か月前まで、随時の預入れまたは毎月の自動振替により預入れるものとします。（なお、自動振替による預入れは1回あたり1,000円以上1,000円単位とし、随時の預入れは1回あたり1,000円以上1円単位とします）
- (2) この預金の預入期間は最長5年とし、満期日の1か月前から満期日までの1か月間を据置期間とします。この預金は初回預入日から6か月以上、最長預入期限（5年）までの任意の日を満期日とすることができます。
- (3) 自動振替による預入れは、次のとおりとします。
 - ①積立日には指定預金口座から指定金額を自動的に引き落し、この預金口座へ入金します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
 - ②積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に指定預金口座から引き落します。ただし、最終振替日が銀行休業日の場合は指定預金口座からの引き落としはいたしません。
 - ③積立日に指定預金口座の残高が引き落し額に満たない場合には、その引落指定日の当日中に限り、引落額に相当する残高が発生した時点で引落しいたします。
 - ④この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
 - ⑤指定預金口座が解約された場合には、第1号から第4号の規定は終了したものとしてお取り扱いいたします。
- (4) この預金口座にはあらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため、非課税限度額を設定することができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (預金の種類、期間、継続方法等)

- (1) この預金は、満期日の1か月前から満期日までを据置期間、初回預入日から5年後の応当日を最長お預り期限とし、預入日から満期日までの期間に応じて次の定期預金とします。
 - ①個人のお客さまの場合
 - A : 預入日から満期日までの期間が4年以上の場合
預入日から3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
 - B : 預入日から満期日までの期間が3年3か月以上4年未満の場合
預入日から3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
 - C : 預入日から満期日までの期間が3年超3年3か月未満の場合
1年ものスーパー定期<単利型>とします。
 - D : 預入日から満期日までの期間が1年以上3年以下の場合
期日指定定期預金とします。
 - E : 預入日から満期日までの期間が1か月以上1年未満の場合
スーパー定期<単利型>とします。
 - ②個人以外で個々の預入金額が1,000万円未満のお客さまの場合
 - A : 預入日から満期日までの期間が2年3か月以上の場合
2年ものスーパー定期<単利型>とします。
 - B : 預入日から満期日までの期間が2年超2年3か月未満の場合
1年ものスーパー定期<単利型>とします。
 - C : 預入日から満期日までの期間が1か月以上2年以下の場合
スーパー定期<単利型>とします。
 - ③個人以外で個々の預入金額が1,000万円以上の場合
 - A : 預入日から満期日までの期間が2年3か月以上の場合

- 2年もの大口定期預金とします。
- B : 預入日から満期日までの期間が2年超2年3か月未満の場合
1年もの大口定期預金とします。
- C : 預入日から満期日までの期間が1か月以上2年以下の場合
大口定期預金とします。
- (2) 期日指定定期預金は最長預入期限に、スーパー定期＜単利型＞または大口定期預金はその満期日に、元利合計額および同一日に預入れられ、または書替継続をした預金がある場合は、これを合算した金額をもって第1項に規定する預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、第3条の定期預金の種類に応じて次のとおり計算します。

①期日指定定期預金

A : 預入金額ごとに、預入日から満期日の前日までの日数および預入日の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用し、1年を365日とする日割かつ1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

B : この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率

(B) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40%

C : この預金の付利単位は、1円とします。

②スーパー定期（単利型）

A : 預入日（継続をしたときは、その継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B : この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

C : この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率

(B) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%

(C) 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×70%

(D) この預金の付利単位は、1円とします。

(E) 期間2年のみ預入日から1年後の応当日に中間利息を支払います。

③大口定期預金

A : 預入日から満期日または前日までの日数および通帳記載の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B : この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日前日までの日数および解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

C : この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa、bおよびcのうち、最も低い利率。

a . 解約日における普通預金の利率

b . 約定利率×70%

c . 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所

定の利率をいいます（以下（B）において同じ）

(B) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率のうちのいずれか低い利率

a. 約定利率×70%

b. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(C) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(D) 期間2年のみ預入日から1年後の応当日に中間利息を支払います。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出印鑑により記名押印してこの通帳とともに当店またはお近くの当社国内本支店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行)

- (1) この預金の通帳や印章を紛失したとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) この預金の通帳または印章を紛失した場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当社の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

以上

(2020年4月1日改訂)

通知預金規定（通帳式）

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参ください。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなつたときは預金になりません。不渡りとなつた証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、当店で返却します。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1万円とします。

5. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(2) 解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 第2条にかかわらず、この預金は、預金日から7日間の据置期間前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この場合の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は店頭に表示する毎日の通知預金の利率を適用するものとします。ただし、店頭に利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別に定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の期限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「税金」という。）納付の準備のためのもので、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (証券の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しができません。その払戻しができる予定の日は、通帳の適用欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当社がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。
この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。
なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金の残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除く）が1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当初所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その金額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。

(4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

6. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された場合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合に、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は4の（1）にかかる租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、5の（2）と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合に、所得税はかかりません。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名鑑）を届出の印影（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (解約)

この預金口座を解約する場合には、この通帳と当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して持参のうえ、当店に申出ください。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各号の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによ

るものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)